

# ボランティア団体による河川道路美化作業が実施されています。

日ごろより、河川道路の美化につきましては皆様の御協力をいただき感謝申し上げます。

福島県では、ボランティア団体による河川道路美化の万一のけがに備えるため傷害保険に加入しております。これは、愛護団体責任者の管理下で行う美化作業中の事故に対して適用されるもので、保険料は福島県が負担しています。万一の場合のこの保険が適用されるためには、愛護団体の県の認定が必要となりますので、団体の構成員の名簿を市町村の担当部署に提出して、市町村から県あてに団体名簿の届出をしてもらってください。別紙に様式を添付したので参考としてください。なお詳細につきましては下記担当者まで問合せをお願いします。

10月～12月までの3カ月の活動は、県南建設管内5市町村において 延べ13団体518人でした。おかげさまで良好な河川道路の環境が保たれています。また事故もありませんでした。これからもよろしくをお願いします。

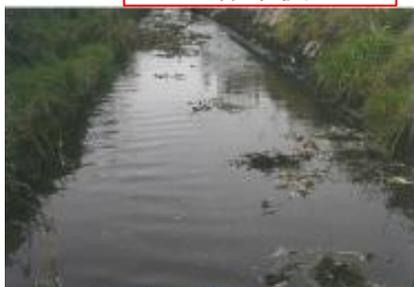
## 河川道路美化作業の実施状況

愛護河川	高橋川
河川愛護団体名	萱根自治会

作業前



作業後



作業状況



愛護道路	久田野停車場線
道路愛護団体名	萱根自治会



問合せ先  
県南建設事務所 管理課 本田主査  
〒961-0971 白河市昭和町269  
電話0248-23-1633 FAX0248-23-1504  
メール:honda\_tatsuya\_01@pref.fukushima.lg.jp

# 福島県河川道路美化作業傷害保険ガイド

平成26年4月1日現在

## 1 傷害保険は、河川道路美化作業中の万一のケガに備えるためのものです。

河川及び道路において、愛護団体責任者の管理下で行う側溝清掃、草刈り、ゴミ集め等の美化作業中に誤って負傷し、治療を受けた場合、この保険が適用になります。あくまで「傷害保険」ですので、作業者が行なった行為で器物を破損したような場合は、この保険の適用対象とはなりません。

## 2 保険料は県が負担します。

保険料は、美化作業毎に各人が参加するものについて福島県が負担します。

## 3 保険は1年を通じて適用になります。

この傷害保険は、7月の河川・海岸愛護月間、8月の道路ふれあい月間中の美化作業ばかりでなく、年間を通じての河川・道路美化作業中の作業者のケガについて適用になります。

## 4 愛護団体は県の認定が必要です。

この保険は県の認定を受けている愛護団体の主催する美化作業中のケガについて適用されるものです。愛護団体が県の認定を受けるには、団体の構成員の名簿を市町村の担当部署に提出して、市町村から県あてに団体名簿の届出をしてもらってください。

## 5 保険金はケガの、治療日数1日につき、1,000円です。

美化作業に起因するケガにより医師の治療を受けた場合は、治療日数1日につき1,000円が支払われます。ただし、治療日数が90日を超える場合は、その超える分については保険金は支払われません。また、事故の日から起算して180日を超える場合には、その超える分についても同様に支払われません。

## 6 入院した場合は、入院1日につき1,500円が支払われます。

入院した場合は、入院1日につき1,500円が支払われます。ただし、事故の日から起算して180日を超えた分については支払われません。また入院保険金が支払われる場合で、事故の日から起算して180日以内にそのケガのために所定の手術を受けたときは、入院保証金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額の保険金が支払われます。

## 7 不幸にも死亡した場合、あるいは後遺障害を被った場合にも保険金は支払われます。

事故の日から起算して180日以内にケガのため不幸にも死亡した場合には100万円が支払われます。また、事故の日から起算して180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を被った場合は、その程度に応じて3万円から100万円までの後遺障害保険金が支払われます。

## 8 事故が起きたら(事故報告の手順)

①事故にあった本人又は代理人は、事故の状況を市町村の担当者に連絡してください。

<内容> ケガをした人の住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・事故発生時の日時・場所・原因・ケガの部位・程度・病院名

②市町村の担当者は、報告の内容に相違がないことを確認し、「事故報告書/事故証明書」の「証明書」部分に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、速やかに県の管轄建設事務所又は土木事務所に送付してください。あわせて、株式会社損害保険ジャパン郡山サービスセンター課へ送付してください。(FAX可)

③市町村から「事故報告書/証明書」を受け取った管轄建設事務所、土木事務所は、その「事故報告書/証明書」を、速やかに福島県土木部河川計画課あてFAXにて報告してください。

## 9 治療が終わったら(保険金請求の手順)

①負傷して医師の治療を受けた人、又は入院した人は、入院・通院の治療が終わってから下記の書類を市町村担当係に提出してください。(必要書類についての詳細は保険会社へお問い合わせください。)

- ア 傷害保険金請求書(保険会社所定の用紙)
- イ レクリエーション事故証明書(保険会社所定の用紙)
- ウ 診断書  
(請求金額が10万円以下の場合は「入院・通院申告書」で代替)
- エ 美化作業でケガをした人の当日の作業参加者名簿の写
- オ 同意書

②上記書類を受け取った市町村の担当者は、内容を確認のうえ、保険会社に書類を送付してください。

<書類の送付先>

〒963-8878 郡山市堤下町9-4 シゲキ郡山ビル4階

株式会社損害保険ジャパン 郡山サービスセンター課 電話024-922-2078 FAX024-923-2191

様式1

## 河川道路愛護団体名簿

市・町・村(枚の枚目)

No.	団体名称	種別(○を記入)			代表者名 (電話番号)	構成員数 (人)	備考
		河川	道路	河川道路			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
小計						0人	

様式2

## 〇〇河川道路愛護団体会員名簿

	役 職	氏 名	住 所	電話番号	備 考
1	代表者				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 河川道路美化作業実施計画書

市・町・村

(平成 年4月15日～平成 年4月14日)

種別 月	河 川	道 路	河川道路	計
4月 (15日～)	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
5月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
6月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
7月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
8月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
9月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
10月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
11月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
12月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
1月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
2月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
3月	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
4月 (14日まで)	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人
合 計	団体 人	団体 人	団体 人	団体 人

※ 「河川道路」の欄は、同一団体が同一実施日に河川と道路の両方の作業を予定している場合に記入すること。

## 河川道路美化作業実施状況報告書

市・町・村

平成 年 月分

( 枚の 枚目)

No.	河川道路愛護団体名	実施日	参加人員	種別(○を記入)			備考
				河川	道路	河川道路	
1		日	人				
2		日	人				
3		日	人				
4		日	人				
5		日	人				
6		日	人				
7		日	人				
8		日	人				
9		日	人				
10		日	人				
11		日	人				
12		日	人				
13		日	人				
14		日	人				
15		日	人				
16		日	人				
17		日	人				
18		日	人				
19							
20							
	小計( 団体)	/	人				
	合計( 団体)	/	人				

※ 作業種別欄の「河川道路」は、同一団体が同一実施日に河川と道路の両方の作業を実施した場合に○をつけること。